

第1期 摂津市 障害福祉計画

概要版

平成18年度～20年度

平成19年3月 摂津市

発刊にあたって

平成 18 年 4 月、障害のある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすことを目的に掲げた障害者自立支援法が施行されました。

そして、この目的の下に、精神障害の方も制度に組み込みサービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援や就労支援の強化が打ち出されました。

しかし、その一方で、原則定率 1 割の利用者負担制度が導入されるなどこれまでの障害福祉のあり方から大きな転換が図られました。

このような中で、本市におきましては平成 18 年 3 月に策定しました「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第 3 次)」の理念である「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を実現すべく「自立」を強調するのではなく、そのための「支援」を充実するという観点から国制度の介護給付・訓練等給付・補装具と市町村事業である地域生活支援事業を併せた総合負担上限制度の創設や知的障害児通園施設の利用者負担の特例措置など本市独自の軽減措置を設け、利用者負担の軽減に努めてまいりました。

また、「障害のある方の自立支援」は厳しい財政状況の中においても、本市の重点施策と位置付け、施策の充実に努めてきたところです。

本市におけるこのような取り組みを踏まえて、このたび平成 20 年度までの各年度及び平成 23 年度の障害福祉サービス等の必要見込量を設定し、その確保のための方策等を示した「第 1 期摂津市障害福祉計画」を策定いたしました。

計画に盛り込まれた内容は、障害福祉施策の充実を図ることによって、本市のまちづくりの大きなテーマであります「人間基礎教育」の考え方方に立った人間性のあふれる元気な地域づくり、そしてそれを支える人づくりに結びつくものと確信しておりますので、市民の皆様と関係各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりましたが、本計画策定にあたり「摂津市障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ多くの市民の方々から貴重なご意見をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

摂津市長 森山 一正

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本市では、平成18年3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定し、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、障害のある方一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めました。
- また、本市の障害福祉施策においては、各種通所施設や「市立みきの路」の整備など、日中活動の場の確保を中心に一定の成果をおさめきました。しかし、ホームヘルプサービス等の利用が大阪府の数値目標より低位であることや、今後、増大すると見込まれる居宅系サービスのニーズに対し、ホームヘルプサービスの充実やグループホーム等の整備が課題となっています。
- 一方、近年、障害福祉制度に対して、在宅サービスの支給費の増大による財源不足の問題、精神障害の方を中心としたサービスの遅れ、サービス水準の地域格差等が全国的に指摘されるようになりました。
- このような中、平成18年4月に障害福祉の新たな改革として、「障害者自立支援法」が制定され、平成18年度中に障害福祉計画の策定が義務づけられました。今回の法制定により、「支援費制度」では対象外であった精神障害の方がようやく障害福祉サービスの対象に含まれるとともに、施設や事業体系の再編を包含した新たなサービス体系の下で事業を展開していくこととなりました。また、利用者負担の仕組みが従来の「支援費制度」から大きく変わるなど、障害福祉の枠組みが抜本的に見直されています。このような制度改革を本市の障害のある方の視点から着実に進めていくために障害福祉計画の策定は重要な意味を持つこととなります。
- 本市では、新たな障害福祉制度に対応するために、障害者自立支援法第88条の規定に基づき本計画を策定し、障害福祉サービス等の整備方針を明確にした上で、地域基盤を計画的に整備していくこととします。計画策定により障害福祉サービスの水準を高め、障害のある方の地域での自立を目指します。

2 計画期間

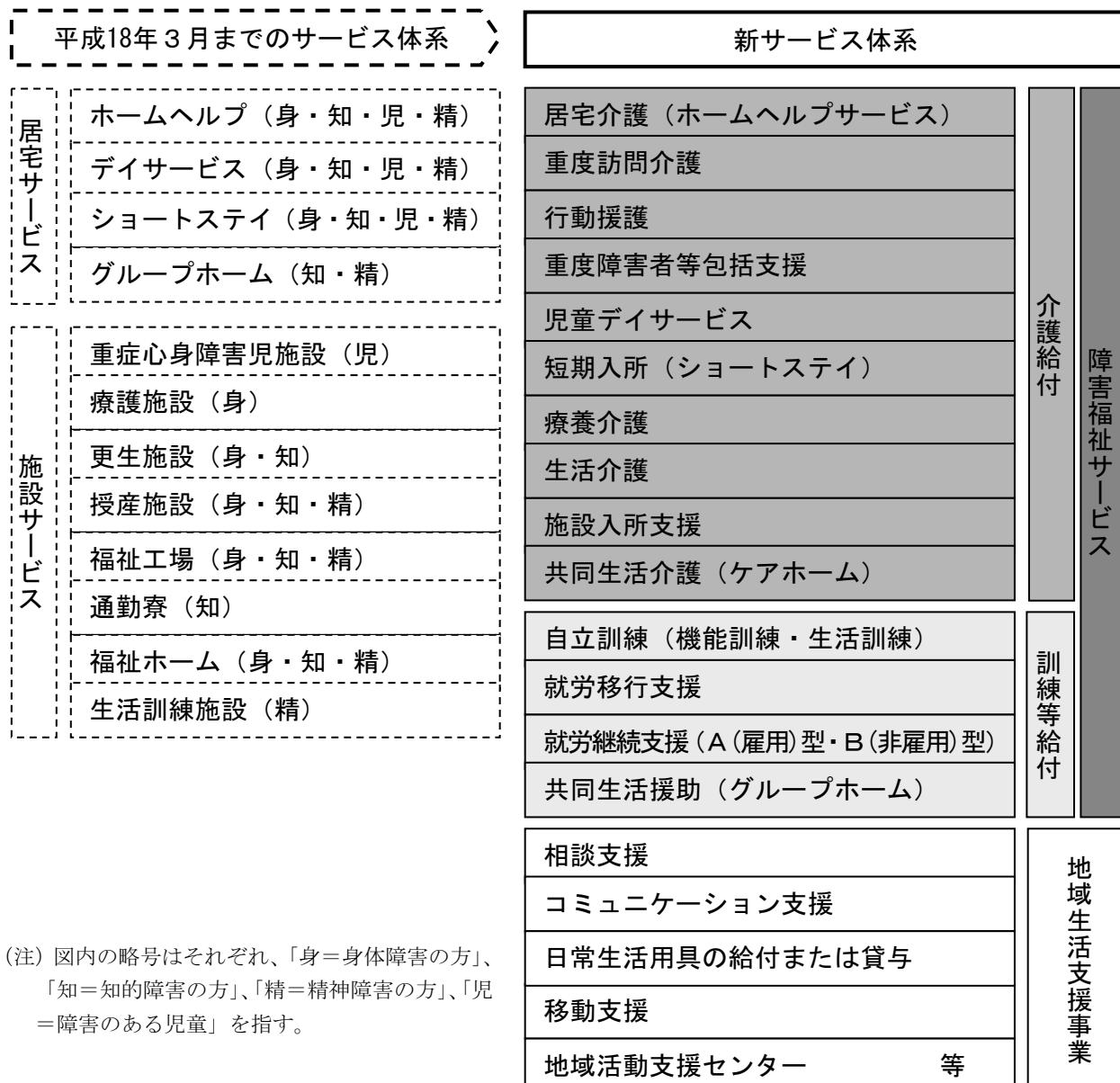
本計画は、平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度までの各年度及び平成23年度末の障害福祉サービス等の必要見込量を設定しています。また、次期計画は平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間として平成20年度中に策定します。

3 障害者自立支援法のポイント

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

- 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化され、施設、事業が障害福祉サービスと地域生活支援事業等に再編されました。
- 障害のある人々に、市町村が責任をもって一元的にサービスを提供することとなりました。
- サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実することとなりました。
- 就労支援が抜本的に強化されました。
- 支給決定の仕組みの透明化、明確化が図られました。

図 旧サービス体系と新サービス体系の関係



(注) 図内の略号はそれぞれ、「身=身体障害の方」、「知=知的障害の方」、「精=精神障害の方」、「児=障害のある児童」を指す。

表 障害者自立支援法にともなう新たな障害福祉サービスの事業内容

事業名	事業内容
居宅介護（ホームヘルプサービス）	精神障害の方のホームヘルプサービスも含め、介護給付の中に位置づけられました。障害のある方等に、在宅で入浴、排せつまたは食事の介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方で常に介護を必要とする障害のある方に、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障害のある方等で、その介護の必要な程度が著しく高い方に、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。
児童デイサービス	「市立めばえ園」でこれまでの理学療法訓練、作業療法訓練及び言語療法訓練に併せてグループ療育の取り組みの充実に努めます。
短期入所（ショートステイ）	「市立みきの路」及び「市立せつつ桜苑」において自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。現在、北摂地域には重症心身障害児施設が整備されていないために、今後大阪府に対して重症心身障害児施設の整備及び療養介護の実施を求めるものとします。
生活介護	「市立みきの路」で実施していた知的障害のデイサービスは、常に介護を必要とする人に対して昼間に排せつ、食事の介護等行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護に移行しました。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。「市立みきの路」で居住支援として障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）を取り組みます。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。入居者の状態に応じた適切なケアを確保する観点からケアホームが制度化されました。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A(雇用)型・B(非雇用)型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

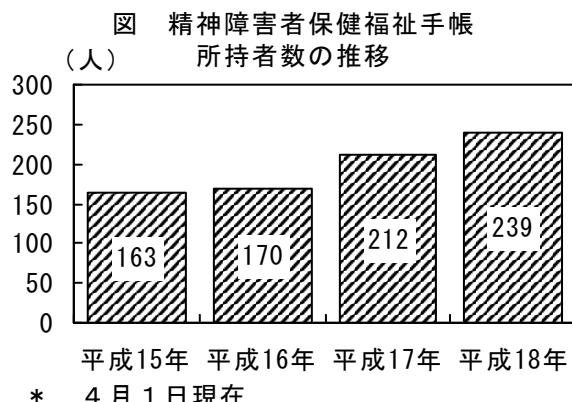
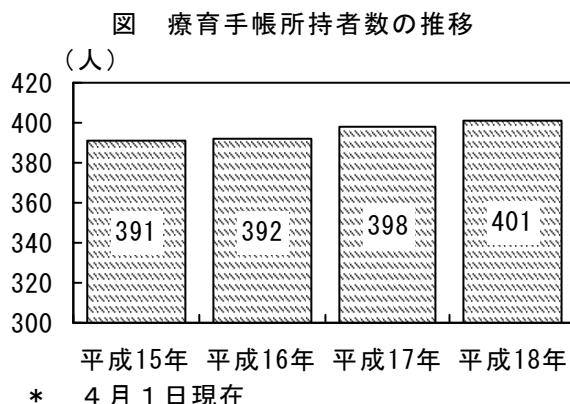
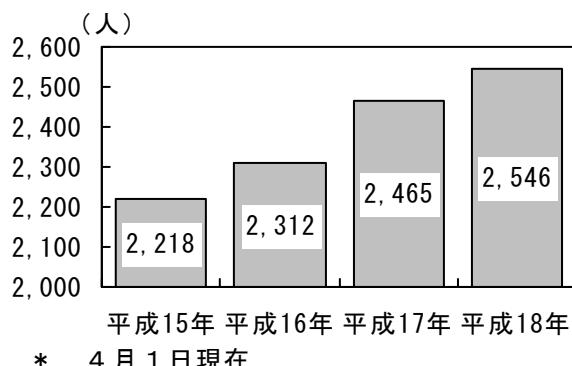
* 現在、本市でサービス提供事業者の確保等が困難な事業も掲載しています。

第2章 障害福祉サービス等の現状

◆ 障害のある方の推移

- 身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに増加しています。
- 精神障害の方は手帳所持者だけでなく、自立支援医療費受給者なども含めて、潜在的にはさらに人数が多いと想定しています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移



◆ 支援費制度の状況

- 障害のある児童をはじめ全体的に居宅生活支援費の受給者数が増加しています。

表 居宅生活支援費及び障害福祉サービス受給者数の推移

(単位：人)

		平成15年 4月	平成15年 10月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成17年 10月	平成18年 4月
受給者 (実人數)	身体障害	62	62	76	85	89	88	88
	知的障害	56	56	64	68	74	79	78
	障害のある児童	13	13	22	28	36	45	45
	合計	131	131	162	181	199	212	211

* 平成18年4月から居宅生活支援費受給者証は障害福祉サービス受給者証となりました。

* 障害福祉サービスは精神障害の方も含みますがここでは表記していません。

資料：摂津市高齢者障害者福祉課

◆ 「(仮想) なみはや市」との比較

■ 身体障害・知的障害の方の場合

- グループホーム、ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス、ショートステイの利用実績は「(仮想) なみはや市」^①（平成 19 年度末）の目標数値未満ですが、福祉作業所も含めた通所施設の実績は「(仮想) なみはや市」における目標数値を上回っています。
- ホームヘルプサービスにかわり重度重複障害のある方のニーズを「市立はばたき園」や「市立みきの路」のデイサービスで確保するなど、本市では日中活動の場である通所施設の整備を進めることで様々なニーズに対応してきました。
- そのため、障害のある方も家族も通所施設の利用は経験していても、自宅でのサービス利用の経験が乏しいため、家族の介護が困難になったときは、グループホームなど地域の資源の整備がまだまだ十分でないことも相まって施設入所を選択する傾向が強い現状にあります。

表 第3次大阪府障害者計画「(仮想) なみはや市」における目標数値（平成 19 年度末）と
本市におけるサービスの提供実績との比較（身体障害・知的障害の方）

	ホーム・ガイドヘルプサービス	デイサービス	ショートステイ	グループホーム	通所施設 福祉作業所含む
① 府目標	60,000 時間／年	25 人分／日	10 人分／日	45 人分	130 人分
② ①×85%	51,000 時間／年	22 人分／日	9 人分／日	39 人分	111 人分
③ 本市の平成 17 年度実績	19,248 時間／年	17 人分／日	4 人分／日	12 人分	137 人分
④ (仮想) なみはや市に対する実績の比率③÷②×100	37.7%	77.3%	44.4%	30.8%	123.4%

■ 精神障害の方の場合

- 通所施設は「(仮想) なみはや市」の目標数値近くまで達していますが、ホームヘルプサービスは低位にとどまっています。また、ショートステイとグループホームの整備についてもグループホームの 1 箇所にとどまっており、今後の整備が課題です。

表 第3次大阪府障害者計画「(仮想) なみはや市」における目標数値（平成 19 年度末）と
本市におけるサービスの提供実績との比較（精神障害の方）

	ホームヘルプ サービス	ショート ステイ	グループ ホーム	通所施設 福祉作業所含む
① 府目標	16,000 時間／年	150 日／年	12 人分	45 人分
② ①×85%	13,600 時間／年	128 日／年	11 人分	39 人分
③ 本市の平成 17 年度実績	1,520.5 時間／年	19 日／年	4 人分	37 人分
④ (仮想) なみはや市に対する実績の比率③÷②×100	11.2%	14.8%	36.4%	94.9%

^① 大阪府は平成 15 年 3 月に策定した「第3次大阪府障害者計画」において、大阪府内の仮想の都市として人口 10 万人の「(仮想) なみはや市」を想定し、平成 19 年度時点におけるサービスの必要量を試算しています。上の表は大阪府が試算した「(仮想) なみはや市」における平成 19 年度末時点のサービス必要量と人口約 85,000 人の本市におけるサービスの提供実績を比較したものです。

第3章 基本理念と施策の方向性

基本理念

『誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり』

障害のある方の自己決定
・自己選択の尊重

地域生活移行や就労支援等
の新たな課題に対応した自
立支援システムの構築

精神障害の方を含む三障
害の総合的な支援

施策の方向性

1 訪問系サービス
の推進

- 1) ホームヘルプサービスの推進
- 2) 重度の障害のある方への対応

2 日中活動系サー
ビスの再編

- 1) 小規模通所授産施設や福祉作業所の新体系サービス
への移行
- 2) 日中活動系サービスの確保

3 地域生活への移
行を支える居住
施策の推進

- 1) グループホーム等の充実
- 2) 居住支援の充実
- 3) 短期入所（ショートステイ）の確保
- 4) 精神障害の方の地域移行を支える新たな仕組みの導入

4 雇用・就労施策の
充実

- 1) 市役所における取り組みの促進
- 2) 就労への移行を進める支援策の充実
- 3) 雇用施策と連携した支援の拡充
- 4) 授産活動の活性化のための支援の充実

5 相談・サービス
利用体制の整備

- 1) 三障害の総合的な相談支援体制の構築
- 2) 相談支援事業の機能強化
- 3) 障害のある方への支給決定の透明化・明確化
- 4) 公平で質の高いサービス利用の仕組みづくり
- 5) サービス提供事業者と人材の確保
- 6) 利用者負担の軽減と事業所運営支援

6 市が実施主体となる地域生活支援事業の推進

基本理念		
障害のある方の自己決定 ・自己選択の尊重	地域生活移行や就労支援等 の新たな課題に対応した 自立支援システムの構築	精神障害の方を含む三障 害の総合的な支援
<p>本市では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある方が自らその居住する場所やサービスを選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくために、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を推進します。</p>	<p>障害のある方の自立を支えるために、地域生活への移行では訪問系サービスや居住施策の充実が必要です。就労面では企業側の受け皿や福祉的就労から一般就労への移行が課題となっています。今後は、柔軟にサービス提供事業者が自立支援の事業に取り組めるよう、国へ要望するとともに、障害のある方の身近な地域におけるサービス拠点づくりや、規制緩和によるサービス基盤の整備を推し進め、総合的な自立支援システムを構築する必要があります。</p>	<p>制度の一元化が図られ、障害のある方全体で共通のサービスが受けられるように、障害の種別を超えた総合的な支援が可能となりました。</p> <p>特に、精神障害の方は、支援体制が不十分なために退院可能な精神障害の方が全国に約7万人入院しているといわれており、本市でも社会的入院を余儀なくされている方の地域の受け皿を整備していく必要があります。</p>

1 訪問系サービスの推進

障害者自立支援法の施行に伴い、ホームヘルプサービスは障害の程度に応じて「自立支援給付」の「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問看護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」の4つのサービス類型に分かれました。ホームヘルプサービスはこのような新たな体系の中で、利用者の心身の状況、介護者などの家庭の環境及びサービスの内容に係る希望など個々のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

ホームヘルプサー ビスの推進

- 精神障害の方へのサービスも含め、介護保険制度の事業所等への働きかけなど、ホームヘルプサービスの提供基盤の確保に努めます。
- 精神障害の特性に基づくニーズに応えるため、大阪府からモデル市として「精神障害者ホームヘルプサービス利用促進事業」を受託し、見守り支援等に特化したサービス提供を実施します。

重度の障害のある 方への対応

- 重度の障害のある方に対応するため、利用しやすいサービス体系を構築します。
- 重度訪問介護については、居宅介護の事業所指定を受けたサービス提供事業所は重度訪問介護の事業所の指定もあわせて受けるように働きかけます。
- 市内の既存事業者を中心に重度の障害のある方へのサービス提供が可能となるように働きかけます。

2 日中活動系サービスの再編

障害者自立支援法によって、本来の施設の機能に着目したサービスの再編が行われ、大きく「日中活動の場」と「住まいの場」に分かれることとなりました。「日中活動の場」の中に地域生活への移行に関する機能をもつ事業が設けられています。

本市では、日中活動の場の確保に重点的に取り組んできた実績を活かし、希望する障害のある方等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、地域活動支援センター等で提供されるサービス等）が保障できるようにサービス提供事業所の確保に努めます。

市立の障害者福祉施設は、障害者自立支援法のサービス体系をもとに、5年程度の経過措置期間内に日中活動として1つまたは複数の事業を選択し^②、新体系に移行します。小規模通所授産施設や福祉作業所については障害者自立支援法に基づくサービスへの移行等を推進します。

小規模通所授産施設や福祉作業所の新体系サービスへの移行

- 新体系への移行では国が枠組みを定めた生活介護、就労移行支援事業と就労継続支援事業や本市が事業主体である地域活動支援センターが想定されます
- 新体系への移行にあたり、サービスの質の低下を招かないよう、また、サービス提供事業所が現行の運営にかかる経費を確保できるように、必要に応じて国や府に要望するとともに、本市としても各サービス提供事業所と協議しながら、補助制度のあり方について検討していきます。
- 既存の小規模通所授産施設や福祉作業所は利用者の新たな受け入れが困難になってきており、制度改正の今後の動向を見極めながら、新たに日中活動の場の整備促進に努めます。

日中活動系サービスの確保

- ふれあいの里にある「市立はばたき園」、「市立ひびき園」と「市立身体障害者福祉センター」について、3つの施設を併せて、生活介護や就労継続支援（B（非雇用）型）等を実施する多機能型事業所へ移行する方向で検討を進めます。
- 入所施設である「市立みきの路」についても、24時間を通じた施設での生活から地域と交わる暮らしへ移行するため、日中活動系サービスを展開できるよう検討を進めます。
- 児童福祉施設について、平成18年10月から事業は措置制度から契約制度に移行しましたが、障害者自立支援法の施行に伴う施設体系の再編は行われず、法施行後3年を目途に施設体系の再編等について必要な検討を行うこととされています。本市では、措置制度時の利用者負担を基礎とした独自の軽減措置策を設け、制度移行が円滑に進むように努めています。また、今後の事業のあり方については検討を進めています。

^② 療養介護は除きます。

図 施設・事業体系の見直し

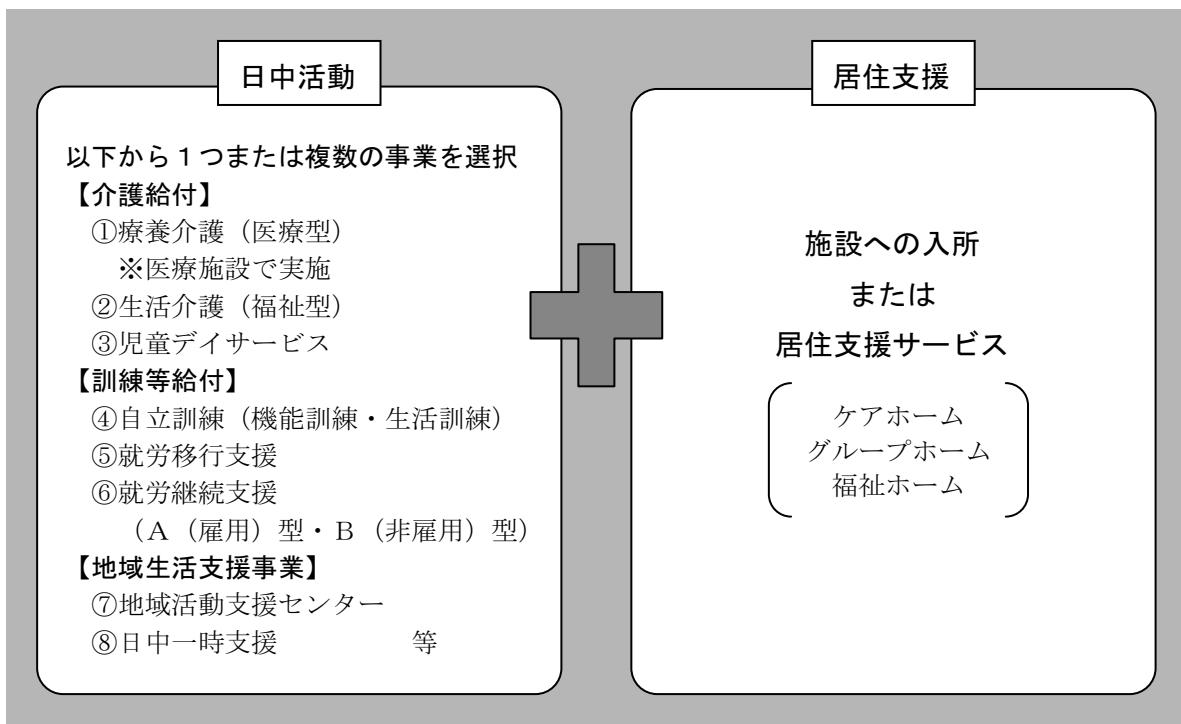
【平成18年9月以前】

重症心身障害児施設（年齢超過児）	福祉工場 (身体・知的・精神)
身体障害者療護施設	精神障害者生活訓練施設
更生施設（身体・知的）	精神障害者地域生活支援センター (デイサービス部分)
授産施設（身体・知的・精神）	
小規模通所授産施設 (身体・知的・精神)	障害者デイサービス 等

新体系へ移行

概ね5年程度の経過措置期間内に移行

<平成18年10月以降>



3 地域生活への移行を支える居住施策の推進

施設に入所している方が地域生活へ移行する場合や、地域で暮らす障害のある方が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供できるように、引き続きグループホーム・ケアホームの充実を図ります。特に、グループホーム・ケアホームの体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している方も含めた「自立訓練事業」の実施について検討していきます。

入所施設である「市立みきの路」についても、地域における多様な生活のあり方を確保するため、入所施設のサービスを日中活動系サービスと居住支援サービスに分離し、新たな居住支援サービスを確立します。

また、「退院可能精神障害者」が入院から地域生活へ移行できるように、大阪府や近隣市の関係機関との連携を強化します。

グループホーム等の充実

- 整備時に実施している補助制度を継続するとともに、新たな運営主体の確保にも努めます。大阪府に対しては府営住宅の一層の活用を働きかけていきます。グループホーム等の運営に対する支援のあり方について検討していきます。
- グループホームでの生活体験も併せた「自立訓練事業」については綿密な事業計画と周到な準備が必要と思われる所以、関係機関等と十分に協議を重ねながら検討していきます。

居住支援の充実

- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の検討
場合によっては24時間の支援が必要となることから、相談支援事業所を中心に支援体制の整備について協議を行い、事業実施に向けて検討を進めます。
- 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）
「市立みきの路」に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所（ショートステイ）の確保

- 利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者に働きかけていきます。精神障害の方のショートステイや障害のある児童の宿泊を伴う短期入所が市内で実施されておらず、障害者自立支援法の施行により既存施設や空き教室・空き店舗の活用なども視野に入れた設備基準の規制緩和が図られたことから、「市立みきの路」等も含め身近な地域でのサービスの提供が可能となるよう努めます。

精神障害の方の地域移行を支える新たな仕組みの導入

- 大阪府が進める「精神障害者退院促進支援事業」に本市としても主体的にかかわっていきます。
- 近隣市の関係機関との連携を強化します。
- 市内では（福）あけぼの福祉会と連携し、大阪府の「精神障害者退院促進支援事業」の対象となった方のグループワークへの参加、小規模授産施設や福祉作業所の体験利用やグループホーム等への体験入居などの取り組みを進めていきます。

4 雇用・就労施策の充実

働く意欲や能力のある障害のある方に対して就労支援を充実するとともに、福祉施設から一般就労への移行等を推進します。また、「改正障害者雇用促進法」及び「障害者自立支援法」の施行をふまえ、生活面から就労面までを総合的に支えるため、障害福祉サービスと雇用施策との連携を強化します。

また、小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉施設利用者の中に、就労したもの、職場定着にいたらなかった方も数多くおられ、その就労支援にあたっては、個別の事情に配慮したきめ細かな支援が必要であり、市と福祉施設等との連携強化に努めます。

市役所における取り組みの促進

- 市役所も市内の一事業所として障害のある方の雇用・就労の促進に向けて目標雇用率の達成や職場実習の機会の提供に取り組んでいきます。

就労への移行を進める支援策の充実

- 障害者自立支援法の下、授産施設、小規模通所授産施設、福祉作業所を中心に、就労移行支援事業や就労継続支援事業（B（非雇用）型）への移行を推進します。
- 知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」のこれまでの取り組みを基礎に、ふれあいの里で就労継続支援B（非雇用）型等を実施する多機能型事業所を確保します。

雇用施策と連携した支援の拡充

- 雇用施策については、「せっつくすのき」のノウハウを活かした障害者就業・生活支援準備センターの事業や大阪府が進める地域就労支援事業等があります。このような、雇用施策を推進するとともに、障害福祉サービスの就労移行支援事業等と雇用施策の連携を図り就業面及び生活面で一體的かつ総合的な支援を拡充します。
- 就職後のケアが課題であり、大阪府の地域生活支援事業のメニューとして「生活支援ワーカー」の配置が取り組まれることから、平成19年度より障害者就業・生活支援準備センターにおける生活面での支援に一層努めていきます。

授産活動の活性化のための支援の充実

- 障害者自立支援法の下では、障害のある方の所得保障が大きな課題となることから、授産活動を活性化させ、授産施設の工賃のアップを図っていくため、授産事業開拓員の配置や憩いとふれあいの店「陽だまり」の活用等の施策を推進します。
- 市としても引き続き市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりなど授産活動の支援に努めます。

5 相談・サービス利用体制の整備

これまで三障害別の相談窓口で各自の連携に努めてきましたが、今後は総合的な相談窓口の設置を検討するとともに、既存の窓口についても機能を強化していきます。相談支援事業を効果的に実施するため、「市立ひびき園（ウイング）」、「摂津障害者生活支援センターはあねす」、「地域活動支援センターあしすと」をはじめ、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるなど、関係機関による相談支援のためのネットワークを強化します。

サービス利用については障害者自立支援法の下、公平で適切な利用がなされるように、サービス提供事業者の質と人材の確保等に努めます。

三障害の総合的な相談支援体制の構築

- 地域自立支援協議会を設け、相談支援事業者等と協議を進めつつ、三障害の総合的な相談支援体制を構築します。
- 本市では「南千里丘まちづくり構想」に基づく事業が計画されており、この新たなまちづくりの中で三障害の総合的な相談窓口の設置を検討していきます。

相談支援事業の機能強化

- 「相談支援機能強化事業」については、事業の必要性も含めて相談支援事業者と協議しながら検討を進めます。
- 判断能力が不十分な方の権利保護のため、成年後見制度の周知を行うとともに、市長申立て後見等が決定した方で、報酬支払いが困難な場合に助成する制度について、平成19年度から実施に向けた検討を進めていきます。

障害のある方への支給決定の透明化・明確化

- 障害程度区分の一次判定や審査会の意見聴取などによって、支給決定のプロセスの透明化・明確化を図ります。

公平で質の高いサービス利用の仕組みづくり

- 市立の各障害者福祉施設では、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員を設置し、苦情に対応しています。今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取り組んでいきます。
- 新たな制度やサービス内容を市民に周知するため、障害者団体をはじめ関係機関とも連携して、伝達や開示の方法について検討していきます。

サービス提供事業者と人材の確保

- 民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保に努めます。
- 専門的な知識を有するガイドヘルパーの養成研修を市で実施できるよう検討します。

利用者負担の軽減と事業所運営支援

- 新制度での利用者負担については、本市独自の軽減策を実施しており、今後の国の動向をみながら利用者負担軽減等の対応について検討します。

6 市が実施主体となる地域生活支援事業の推進

平成18年10月より、障害者自立支援法の下、地域で障害のある方を支えるサービスとして地域生活支援事業が始まりました。本市では、国が指定する必須事業に取り組むとともに、本市の実態や利用者の状況に応じて障害のある方の自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施していきます。

相談支援事業

- 障害のある方、障害のある児童の保護者または障害のある方の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

コミュニケーション支援事業

- 意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等の方に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所に手話通訳者を配置しています。

日常生活用具給付事業

- 重度の身体障害や知的障害のある方が自力で日常生活を営むための用具の給付を行う事業です。

移動支援事業

- 個別支援に加え、「グループ支援型」の実施など、柔軟な対応ができるように検討していきます。

地域活動支援センター事業

- 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。現在、市内で未整備となっており、サービス提供事業者の確保に努めます。

訪問入浴サービス事業

- 重度の身体障害の方を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。これまでの週1回のサービスを平成19年4月から週2回に拡充できるように努めます。

日中一時支援事業

- 障害のある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。市立施設以外の新しいサービス提供事業所の確保に努めます。

経過的デイサービス事業

- 「市立身体障害者福祉センター」と「とりかい白鷺園」などで実施しています。

声の広報等発行事業

- 市の広報等で視覚障害の方に対し地域生活において必要な情報を定期的に提供します。

自動車運転免許取得費助成事業

- 身体障害の方に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

自動車改造費助成事業

- 身体障害の方が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

第4章 障害福祉サービスと地域生活支援事業の目標と見込

◆ 目 標

■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活に移行する方の数値目標は大阪府が示している各施設種類別の「地域移行対象者」の出現率に基づいて算出しました。新たに施設に入所される方も加味して、平成23年度末時点の施設入所者数を7人(9.6%)削減することを目標とします。

表 目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行）

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	73人	平成17年10月1日時点の入所者数
目標年度入所者数(B)	66人	平成23年度末時点の利用人員見込み
数値目標	削減見込(A-B) 9.6%	差引減少見込み
	地域生活移行者数 16人	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した人数

■ 入院中の精神障害の方の地域生活への移行

国においては、「退院可能精神障害者」約7万人の退院促進を図るとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進め、全国で約7万床の削減を目指しているところです。また、大阪府では、平成13年度の精神科在院患者調査に基づき、平成24年度における社会的入院の解消を視野に、平成23年度の退院可能数値目標を1,908人としており、この内、本市に該当する方を目標値とします。

表 目標値（入院中の精神障害の方の地域生活への移行）

項目	数値	考え方
現在	14人	現在の退院可能精神障害者数
【数値目標】減少数	12人	上記の内、平成23年度末までに減少を目指す人数

■ 福祉施設から一般就労への移行

国から示された「福祉施設から一般就労への移行者を4倍以上とすること」や「就労継続支援利用者のうち3割はA(雇用)型とすること」などの目標を踏まえて算出しています。

表 目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】目標年度の年間一般就労移行者数	9人 4.5倍	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者

◆ 見込量

現在の利用者数を基礎に障害のある方のニーズ、サービス提供事業所の新体系サービスへの移行希望、新たな利用や地域移行の取り組みを見込んで必要なサービス量を算定しました。

表 障害福祉サービスと地域生活支援事業の見込量

サービス種別		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害福祉サービス (月単位)	訪問系 短期入所及び	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,168 時間分	1,443 時間分	1,721 時間分
		短期入所	68 人日分	113 人日分	135 人日分
	日中活動系	生活介護	260 人日分	590 人日分	2,250 人日分
		自立訓練（生活訓練）	0 人日分	120 人日分	190 人日分
		就労移行支援	0 人日分	240 人日分	310 人日分
		就労継続支援（A型）	0 人日分	0 人日分	75 人日分
		就労継続支援（B型）	0 人日分	80 人日分	245 人日分
	居住系	旧法施設支援	4,070 人日分	3,670 人日分	2,580 人日分
		療養介護	1 人分	3 人分	3 人分
		児童デイサービス	68 人日分	75 人日分	80 人日分
		グループホーム ケアホーム	23 人分	28 人分	33 人分
地域生活支援事業 (年単位)	相談支援事業	施設入所支援	2 人分	48 人分	62 人分
		旧法施設入所	74 人分	52 人分	16 人分
		サービス利用計画作成	10 人分	21 人分	28 人分
		相談支援事業			
		障害者相談支援事業	1 箇所	2 箇所	2 箇所
	支援事業	地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		市町村相談支援機能強化事業	— 箇所	— 箇所	— 箇所
		住宅入居等支援事業	— 箇所	— 箇所	— 箇所
		成年後見制度利用支援事業	— 箇所	— 箇所	— 箇所
		利 用 者 数 見 込 込	聴覚、言語障害 (手帳所持者数)	252 人	260 人
	支援事業	*内、手話通訳が必要	22 人	22 人	27 人
		視覚障害(手帳所持者)	194 人	197 人	200 人
		必要 総数	手話通訳	72 人日分	108 人日分
		要約筆記	0 人日分	0 人日分	168 人日分
		利 用 者 数 見 込 込	0 人日分	0 人日分	15 人日分
	日常生活支援事業 (年単位)	介護訓練支援用具	7 件	11 件	15 件
		自立生活支援用具	11 件	28 件	34 件
		在宅療養等支援用具	12 件	18 件	19 件
		情報・意思疎通支援用具	17 件	23 件	29 件
		排泄管理支援用具	780 件	1,740 件	1,920 件
		住宅改修費	5 件	6 件	6 件
	移動支援事業		16 箇所	16 箇所	20 箇所
			124 人分	142 人分	160 人分
			7,025 時間	16,095 時間	18,480 時間
	地域活動支援 (年単位)	基礎的事業	0 箇所	1 箇所	1 箇所
			0 人分	15 人分	15 人分
		機能強化事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		うち I 型	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		うち II 型	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	その他	うち III 型	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		日中一時支援事業	22 人分	26 人分	30 人分
			332 回	396 回	452 回
		訪問入浴サービス事業	6 人分	7 人分	8 人分
			199 回	250 回	300 回
					400 回

第5章 計画の推進体制

● 庁内の連携

保健福祉部内において「地域福祉計画」を軸にして、各個別の計画の進行管理などを総合的に行う組織の整備に努めます。本計画の推進にあたっては、府内の関連部局との連携がこれまで以上に重要であり、公共施設の再配置の検討にあわせて、教育も含めた障害のある方の相談支援の拠点を設置できるよう検討します。

● 障害のある方や住民による取り組みの推進

「障害者施策推進協議会」で本計画の障害福祉サービス等の数値の見込みや取り組み方策の検証などを行い、常に計画推進状況や推進上の課題が明らかになるよう努めます。

また、住民一人ひとりが障害に関する知識と理解を深め、互いの個性を尊重し助け合う取り組みを推進します。

さらに、障害のある方自らが障害者施策の推進に参画できるように、市役所と当事者団体との活動の連携強化や障害のある方本人やその支援者等と意見交換する場の充実に努めます。

● サービス提供事業者や民間事業者の役割

本市では先駆的な事業構想に対し、行政が場の確保や人材のコーディネートなどの支援を行うことにより事業化を図るなど、新たな発想による育成支援のあり方について検討を進めます。また、量だけでなく質を確保するために、サービス提供事業者の適切な育成が図られるよう支援します。

企業においては法定雇用率達成の視点だけでなく、障害のある方が安心して就労できる就労環境や雇用条件の整備、障害のある方が従事できる職種の確保などの強化が求められます。

● 計画の広報・啓発活動

本計画の周知を図るため、「広報せっつ」・「広報せっつおしらせ版」や市のホームページで公表するとともに、概要版の配布や高齢者障害者福祉課などの情報発信を行います。

● 近隣市町との連携の強化

本市の場合、隣接している茨木市と「三島障害者圏域」を形成しており、公共職業安定所（ハローワーク）や保健所は茨木市内にあります。雇用や精神障害福祉の分野ではこれまでも茨木市をはじめ、茨木市内の公共職業安定所や保健所などの行政機関と連携してきましたが、特に、精神障害の保健・福祉分野において、本市には精神科の医療機関が1箇所だけと社会資源が限られていることから、障害者圏域内の行政機関との連携を強化していきます。

第1期摂津市障害福祉計画 概要版

平成19年3月

発行 摂津市保健福祉部高齢者障害者福祉課
大阪府摂津市三島一丁目1番1号
TEL 06-6383-1111 (大代表)
072-638-0007 (代表)
FAX 06-6383-9031